

## 令和5年 北秋田市農業委員会 第6回総会

1. 開催日時 令和5年6月16日（金） 午後2時30分から

2. 開催場所 市民交流プラザ コムコム 1階 多目的ホール

3. 出席委員（34名）

1番 若松一幸	2番 長岐正	4番 佐藤政信
5番 成田博幸	6番 澤藤匠	7番 武石修一
8番 伊東誠子	9番 三澤敏行	10番 杉渕光則
11番 佐藤利子	12番 宮腰文義	13番 齊藤富美雄
14番 佐藤稔	15番 佐藤邦久	16番 木村正彦
17番 藤島喜美男	18番 堀部栄一	19番 金俊英
20番 武田響一	21番 近藤裕太	23番 土濃塚謙一郎
24番 佐藤茂延	25番 伊藤鶴一	26番 三沢博隆
27番 鈴木豊	28番 簾内豊	29番 中嶋力藏
30番 堀部聡	31番 佐藤篤史	32番 松橋利彦
33番 三浦和憲	34番 金田悦子	36番 長岐一志
37番 後藤久美		

4. 欠席委員（2名）

3番 長崎成人 22番 檜森正

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第1	報告第13号	会務報告
第2	報告第14号	専決処分の報告
第3	議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第16号	農地法第4条の規定による許可申請について
第5	議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請について
第6	議案第18号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第7	議案第19号	令和4年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）について

7. 出席した事務局職員

局長 加藤 裕久      副主幹 簾内 拓也      主査 疋田 憲匡

8. 議事録署名委員

8番 伊東 誠子      9番 三澤 敏行

9. 会議の概要

事務局      皆さんお揃いですので、ただいまより令和5年 北秋田市農業委員会  
第6回総会を開会いたします。

始めに欠席の届出がありましたので報告いたします。3番長崎成 人  
委員、22番檜森正委員の2名が欠席です。

委員総数36名中、34名の出席となっており、総会の出席委員は定足数  
に達しておりますので、本総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長より進行をよろしく願いいたします。

会 長      会長あいさつ（ 省略 ）

それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。  
議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長      異議なしと認め当職より指名いたします。

8番伊東誠子委員、9番三澤敏行委員にお願いいたします。

それでは案件に入ります。「報告第13号会務報告」を事務局より願  
いします。

事務局      議案書2ページをお開きください。

報告第13号 令和5年5月分会務報告です。

（令和5年5月の会務を報告）

報告は以上です。

議 長

会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第14号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書3ページをお開きください。

報告14号「令和5年5月分 専決処分の報告」です。

表の5月の列になりますが、(2)非農地通知が2件、(4)相続等による権利取得の届出の受理が11件、(5)農地所有適格法人の報告書の受理が3件、(7)賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が3件、合計19件の処理を実施しました。

4ページからその内訳となります。

まず、(2)非農地通知(農地法第2条第1項の農地に該当しない土地)です。

(受付番号1番を朗読)

つづいて(4)相続等による権利取得の届出の受理(農地法第3条の3の届出)です。

(受付番号1番を朗読)

次に、項目(5)農地所有適格法人の報告書の受理でございます。法人の名称、受理日等は記載のとおりとなっております。

次は8ページ、項目(7)、賃借・使用権の合意解約等の届出の受理(農地法第18条第6項の合意解約ほか)です。

(受付番号1番を朗読)

報告は以上です。

議 長

事務局から説明がありましたが、(2)非農地通知について、現地を確

認した委員からも説明願いたいと思います。

14 番佐藤稔委員からお願いいたします。

14 番

14 番の佐藤です。番号 1 番と 2 番を報告させていただきます。

調査日は 6 月 7 日、調査員は 16 番木村正彦委員、18 番堀部栄一委員、19 番金俊英委員、22 番近藤裕太委員と私、事務局から加藤局長、簾内副主幹、疋田主査の計 9 名でした。

まず、1 番は桃栄集落の近くにある堤に向かう林道の途中に隣接してありました。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

次に、2 番は北欧の杜のテニスコートの奥にある林道の途中に隣接してありました。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

報告第 1 4 号につきまして事務局と佐藤委員からの説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長

質問等がないようですので、次に進みます。

議案第 1 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

では議案書 9 ページをお開きください。

議案第 1 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和 5 年 6 月 16 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

( 受付番号 1 番を朗読 )

申請はこれら 2 件の合計 4 筆で、面積 5,229 m<sup>2</sup>となっています。

なお、これらの件につきましては、次のページに記載している農地法第

3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。また、申請地の所在等の資料を11～14ページに添付しております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

16番木村正彦委員からお願いいたします。

16番 16番の木村です。申請番号1番と2番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番は資料の11ページから12ページになります。申請地は下船木集落の外れの林の脇にある高くなっている場所にある農地でした。申請地は継続して管理されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号2番は資料の13ページから14ページになります。申請地は下船木集落と品類川の間であり、低くなっている場所にある農地でした。申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長 議案第15号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

議案第15号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第15号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を

議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

では、議案書 15 ページをお開きください。

議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和 5 年 6 月 16 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、受付番号 2 番まで、合計 2 筆、7,428 m<sup>2</sup>となっています。資料は次のページから 19 ページまでになります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

18 番堀部栄一委員からお願いいたします。

18 番

18 番の堀部です。申請番号 1 番と 2 番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号 1 番は資料の 16 ページから 17 ページになります。申請地は新田目集落の住宅に隣接しており、住宅付属の車庫が建築されていました。追認ではありますが、周辺の農地に影響はないものと見受けられました。

次に、申請番号 2 番は資料の 18 ページから 19 ページになります。申請地は北欧の杜の米内沢側にある林の中にある畑でした。申請地へ植林を行うという事でしたが、周辺の農地に影響はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります

議長

議案第 16 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

議案第 16 号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

4 番 4 番佐藤です。2 番の申請地は地目が畑ですが、植林すると地目は何になるのですか。

事務局 植林した場合は、ある程度木が根付いた段階で山林へ地目変更の登記を行うことになり、それまでは畑のままとなります。

議 長 ほかに質問等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 16 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 20 ページをお開きください。  
議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」  
農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和 5 年 6 月 16 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

( 受付番号 1 番を朗読 )

以下、受付番号 2 番まで、合計 2 筆、面積 4,360 m<sup>2</sup>となります。資料は次のページから 26 ページまでです。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員さんからも説明を願いたいと思います。

19 番金俊英委員から説明願います。

19 番 19 番の金です。申請番号 1 番と 2 番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様ですので割愛します。

まず、申請番号 1 番は資料の 21 ページから 23 ページになります。申請地は北都銀行の裏側 100m 程のところであり、転用があった場所の奥側になっていました。宅地分譲とモデルハウスへ転用するという事で、周辺の農地に影響はないものと見受けられました。

次に、申請番号 2 番は資料の 24 ページから 26 ページになります。申請地は北都銀行の正面道路を挟んだ向かい側にありました。申請地を大型小売店へ転用するという事で、周辺の農地に影響はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります

議 長 議案第 17 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

議案第 17 号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

15 番佐藤です。中綱、前綱とも周辺に田があり、説明では周辺の農地に影響がないということですが、モデルハウスも店舗も大きな建物だと思われま。実際に影響は無いのでしょうか。

事務局 現地で聞き取りを行いました。水路を避けて建築することや擁壁を整備して周囲への影響を防止すること、また、日照への影響もないことを確認しています。

15 番 調査の時は譲受人や借主も立ち会ったのですか。

事務局 それぞれ土地家屋調査士に立ち会っていただきました。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

1 番 1 番若松です。2 番について、権利が賃貸借権となっておりますが、備考欄には用地取得一式でいくらと記載されており所有権移転の案件に見えます。備考欄の記載は賃貸料などとする方が良くはないのでしょうか。



事務局 期間が30年の賃貸借で諸費用を含めてこの金額という意味でしたが、ご意見の通りわかりづらかったと思いますので、今後改めます。

議長 他にご質問等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第17号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書27ページをお開きください。

議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年6月16日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

まずは利用権設定からです。

(受付番号1番を朗読)

以下30ページの受付番号7番まで、合計18筆、面積79,354㎡となります。

つづいて31ページから一括方式になります。

ここで、あらかじめ説明しておきたいと思いますが、43ページの申請番号18番以降の案件については、先月の第5回総会の案件と同じものがございます。第5回総会の終了後に農林課から、秋田県農業公社の同意が

ないまま当委員会に意見を求めていたため、案件を取り下げたいという申し出があったため、(局長先決で)これを認めて、今回農業公社の同意を得た上であらためて上程したものでございますので、ご了承願いたいと思います。

それでは案件の説明をいたします。

(受付番号1番を朗読)

以下55ページの受付番号37番まで、合計167筆、面積297,077㎡となります。

以上の議案第18号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

議案第18号につきまして事務局の説明が終わりました。

議案第18号中、一括方式のうち33番、34番、35番を除いた件について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

15 番

15番佐藤です。先ほど申請番号18番以降の案件についての説明を聞き漏らしてしまったので、もう一度説明願いたい。

事務局

(再度説明)

15 番

手順を誤ったということはわかりましたが、5月の総会に提出されたときと経営面積などが異なっているものがあるのはなぜですか。

事務局

手元に5月の資料がないため詳細をお話しできませんが、先月の案件の中に一括方式以外の案件が同時に提出されていた場合に、その分の面積が今月の資料では変更されているためと思います。

議 長

他にはご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第18号中、一括方式のうち33番、34番、35番を除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて一括方式のうち34番と35番については、議席番号10番杉渕光則委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：10番杉渕光則委員)

議長 会議を再開いたします。

議案第18号中、一括方式のうち34番と35番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第18号中、一括方式のうち34番と35番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：10番杉渕光則委員)

議 長 会議を再開いたします。  
つづきまして一括方式の受付番号 33 番について、私と関連があるもの  
ですので、ここで一旦退席いたします。進行は会長代理の長岐委員に願  
いします。

議 長 暫時休憩いたします。  
  
(退席：37 番後藤久美委員)

議長代理 議長が退席しましたので代わりに私、長岐が進行します。  
会議を再開いたします。  
  
議案第 18 号中、一括方式の受付番号 33 番について質疑に入ります。  
何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

( なしの声 )

議長代理 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 18 号中、一括方式の受付番号 33 番について、原案通り決する  
ことにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長代理 異議なしと認め決定いたします。  
  
暫時休憩いたします。  
  
(着席：37 番後藤久美委員)

議 長 会議を再開いたします。  
  
つづいて議案第 19 号「令和 4 年度農業委員会及び推進委員等の最適  
化活動の点検・評価について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 56 ページをお開きください。

議案第 19 号「令和 4 年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）について」

「農業委員会等に関する法律第 37 条」および「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、北秋田市農業委員会及び推進委員等の最適化活動について別紙（案）のとおり公表するものとする。

令和 4 年 6 月 16 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

資料の内容につきましては担当の簾内が説明いたします。

（担当から説明）

議長

ただいま、最適化活動の点検・評価の公表内容について事務局担当から説明がありましたが、これについてご質問やご意見はありませんか。

1 番

1 番若松です。60 ページ「最適化活動の成果目標」の③に、認定農業者を更新しなかった農業者の農地が集積から外れて集積率が低下とあります。今後さらに認定を更新しない農業者は増えてくると思いますが、その中で「農業委員の活動に期待」と記載されているのは、具体的に何を期待するのか教えていただきたいと思います。

農業委員の声かけなどにより認定農業者の減少を少しでも食い止めていけたらという思いを入れて記載したものです。

1 番

認定農業者の制度は行政側の管轄だと思いますが、担い手確保という意味では農業委員の活動も重要になると思います。行政と農業委員会との連携をもっと密にしていく必要があるというのが私の意見です。

議長

他にご意見等ありますか。

30 番

30 番堀部です。推進委員等の点検結果というのは誰がまとめたのでしょうか。内容的に少し残念なもので、私自身も反省する面がありますが、委員にもいろいろ意見があると思うので、事務局で簡単にまとめてしまわず、もう少し小委員会などで意見を出しあった方がよかったのではないかと思います。

事務局 これにつきましては、本来は5月の総会でお諮りすべきでしたが、今月になってしまい申し訳なく思い反省しております。この点検評価結果の表については、活動日数に応じて4つの標語に区分されるものですが、根拠となるものが活動報告に記載される活動日数でありますので、報告書が提出されないと、委員の皆様の活動が現れてこないということもあって、このような結果になっています。

1 番 1 番若松です。関連して質問ですが、この表は 58 ページの下の、推進委員等が最適化活動を行う日数の目標と実績と同じものでしょうか。

事務局 58 ページについては全委員の平均を表したもので、63 ページの表は 4 段階の標語それぞれに該当する委員が何人いたかというものになります。

1 番 あらためて確認ですが、この数値は本当でしょうか。活動報告を提出していない委員もいるということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

議 長 他に意見はございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
議案第 19 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。

以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。